

	(現行)			(改訂案)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
1. 債権の分類方法 (略) (3) 債務者区分 (略) ⑤ 破綻先	(略) 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。	(略) 左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。 なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。	(略)	(略) 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。	(略) 左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。 <u>ただし、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断して差し支えないものとする。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件を充たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。</u> <u>更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原則として概ね5年以内に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。</u> <u>ただし、当該債務者の債務者区分が5年を超え概ね10年以内に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない）となる計画となっている場合で、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。</u> なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(改訂前)			(改訂後)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(7) 債権の分類基準 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
④ 実質破綻先及び破綻先に対する債権	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ、「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅣ分類としているかを検証する。 ロ、実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、①清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、②被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分であ		実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ、「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅣ分類としているかを検証する。 ロ、実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分であ	

(別添6)

信用リスク（更生計画等認可後の債務者区分）

	(改訂前)			(改訂後)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		る。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。 ハ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。 (イ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分をⅡ分類、5年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。 (ハ) 切捨て債権をⅣ分類としているか。 <u>なお、更生計画等の策定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画どおり推移している場合（例えば、売上高等及び当期利益が更生計画等に比して概ね8割以上確保されている場合）で、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</u> ニ、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証する。			る。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。 ハ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。 (イ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分をⅡ分類、5年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。 (ハ) 切捨て債権をⅣ分類としているか。 <u>(削除)</u> ニ、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)